

介護予防支援事業所の指定について

1 趣旨・概要

保険給付として行う介護予防支援は、国の省令改正等に伴い、令和6年4月から従来の地域包括支援センターの委託（再委託）を受けて実施する方式に加え、新たに区市町村が指定した居宅介護支援事業所が実施できることとなった。

指定に当たっては、介護保険法第115条の22第4項に「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されていることから、この「反映させるために必要な措置」について、専門家や被保険者で構成される「あきる野市地域包括支援センター運営協議会」（以下、「運営協議会」という）において意見聴取する。

2 指定申請事業所について

【令和7年4月1日指定（予定）】

No.	申請者	事業所名	事業所所在地
1	医療法人財団 晓	未定	あきる野市秋川 6-5-1

3 今後の事業者の指定等について

新たに指定申請があった場合は、運営協議会の意見聴取を経た上で、指定する。

市では指定事業者を支援するため、市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに対して利用者との契約や給付時の留意事項等について周知を図っていく。